

# 北広島市立学校における働き方改革 推 進 計 画

平成30年12月  
(令和2年3月改定)  
北広島市教育委員会



**The Ambitious City**

—大志をいだくまち— | OKKAI DO 北広島市

## 1 計画の目的

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ること等、北広島市立学校における働き方改革を推進するために必要な事項を定めるものである。

## 2 計画の対象者の定義

- (1)教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する教職員をいう。
- (2)教育職員 教職員のうち、事務職員を除いた者をいう。
- (3)教員 教職員のうち、校長及び事務職員を除いた者をいう。
- (4)管理職員 教職員のうち、校長及び教頭をいう。

## 3 目指す方向性

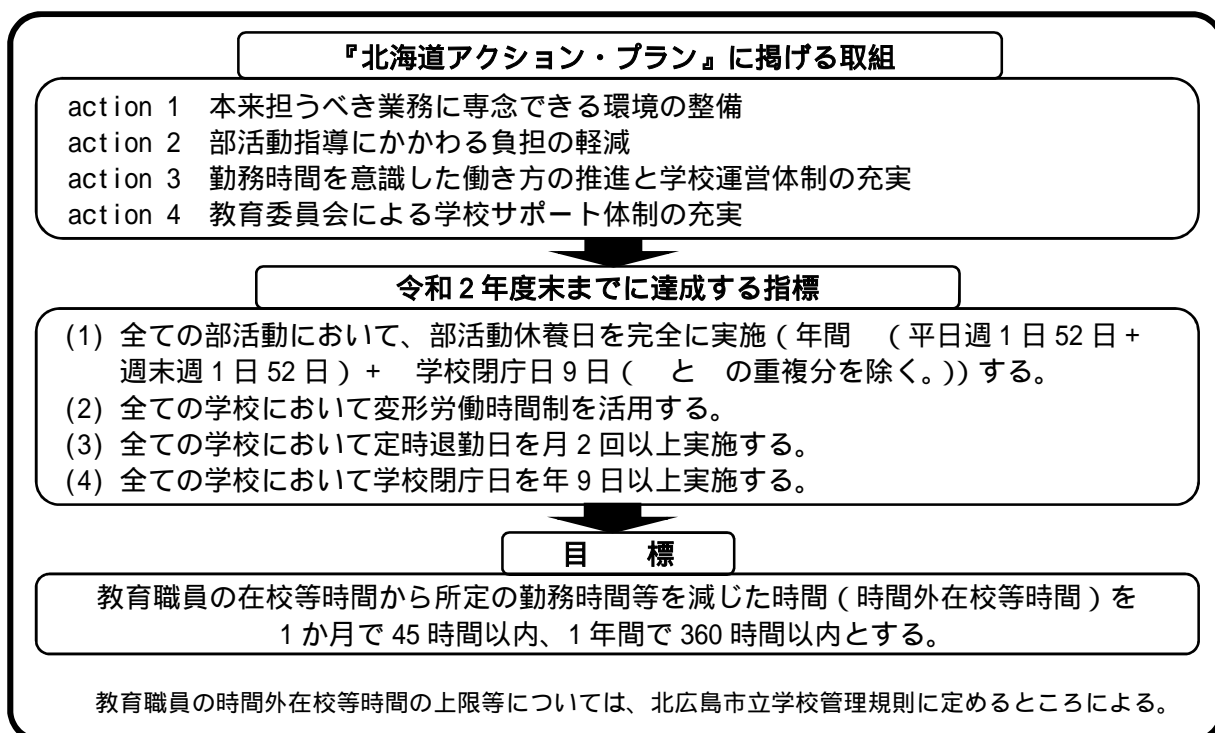
平成30年3月に北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」が掲げる取組内容を踏まえ、学校、家庭、地域と連携・協働し、保護者や地域住民等の理解を得ながら、教員が授業や授業準備などに集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を構築する。

## 4 計画期間

平成30年度から令和2年度までの3年間とする。

## 5 計画が目指す目標

『北海道アクション・プラン』に掲げる取組を通じて、令和2年度末までに以下の全ての指標を達成することで、目標を実現する。



## 6 北広島市教育委員会（以下「市教委」という。）の役割

- ・ 北広島市の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校と緊密に連携し、学校における取組をサポートする。
- ・ 働き方改革の推進について、石狩管内市町村教育委員会、北広島市立小中学校教職員の業務のあり方に関する懇話会及び北広島市 P T A 連合会等の関係団体と情報共有し、協力・連携して取り組む体制を構築する。
- ・ 教育長をリーダーとし、学校教育課が中心となって、市教委全体で働き方改革に関する取組を推進し、必要に応じて取組の内容及び成果を検証する。
- ・ 国や道教委等の働き方改革の動向や、学校における取組の成果を適切に把握しながら、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 7 学校の役割

- ・ 目標を達成するため、全教職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。
- ・ 働き方改革の推進においては、学校と市教委だけではなく、保護者及び地域住民等の理解・協力が不可欠であることから、学校だより等への掲載や学校評価における経営方針の重点の評価項目とするなど、取組内容等を必要に応じて保護者等へ周知する。

## 8 具体的な取組

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

### action 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 市教委は、各学校の課題に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、部活動指導員、スクールサポートスタッフ等の専門スタッフの配置を進める。

#### (2) ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の充実

- ・ 市教委は、道教委が行う教材や資料等を共有化する取組を受けて、学校が有効に活用できるよう ICT 環境の整備を進める。

#### (3) 校務支援システムの活用促進

- ・ 市教委は、平成 28 年 10 月から全小中学校に導入した「北海道公立学校校務支援システム」の活用促進を進める。

#### (4) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 市教委は、学校を核とした地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組として、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の拡大や、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」の検討を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

### (1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 学校は、生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動における休養日等を設定する。
- ・ 学校は、施設等の都合により、部活動ごとに休養日等を設定する場合は、個々の部活動が活動基準を超えないよう、適切に管理する。
- ・ 市教委は、石狩管内で統一的な取組となるよう、各市町村教育委員会と情報共有し、連携・協力を行う。

#### 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

#### 部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
- 上記の部活動休養日及び活動時間等、部活動の具体的な取扱の詳細については、「北広島市の部活動の在り方に関する方針」による。

### (2) 部活動指導員の配置等

- ・ 市教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、部活動指導員を配置し、活用状況の検証を行いながら、部活動指導員の増員を目指す。
- ・ 各学校においては、教員の専門性や校務分担の状況、負担の度合い等を踏まえ、効果的に活用する。

### (3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 学校は、可能な限り部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号。以下「政令」という。）第1号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）縮減につながる取組を進める。

### (4) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・ 市教委は、中体連、中文連等の関係団体と連携、協力して、部活動休養日等の完全実施などの取組を進める。
- ・ 学校は、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。

### (5) 学校規模に応じた部活動数の適正化等

- ・ 市教委は、小規模の学校においては、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合

同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等を進める。

### action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

#### (1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 市教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、教職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月2回以上の「定時退勤日」や、年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」など、学校の実情に応じた教職員の時間外勤務等の縮減に対する取組を進める。

#### (2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 学校は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定する。
- ・ 学校は、教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、管理職員が人事評価の面談において、教職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、教職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして全教職員で取り組むことや、目標の時間を超える教職員に対しては、管理職員が当該教職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

#### (3) 「学校閉庁日」の設定

- ・ 市教委は、全教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中等に学校閉庁日を設定する。
- ・ 市教委は、石狩管内において統一的な取組となるよう石狩教育局、各市町村教育委員会及び各関係団体と調整を行う。

#### 実施目的

教職員の休暇取得を促進し、健康の保持、増進と心身の休養を図る。

#### 設定期間等

- ・ 長期休業期間においては、学校の実情に応じて、学校閉庁日を設定して差し支えないこととする。
- ・ ただし、夏季休業期間中の学校閉庁日は、夏季休業期間中の平日に、3日間連続して設定することを基本とする。
- ・ 年末年始の休日（6日間）は、北広島市立学校統一の学校閉庁日とする。
- ・ 長期休業期間以外にも学校の実情に応じて、開校記念日等を学校閉庁日とすることも可能である。
- ・ 学校閉庁日の設定にあたっては、教職員研修の開催状況等も留意しつつ、適切な時期に設定するものとする。

#### サービス上の取扱等

- ・ 学校閉庁日は年末年始の休日を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休

暇や特別休暇の取得、週休日の振替等を活用して設定すること。

- ・ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない教職員に取得を強制することがないよう留意すること。
- ・ 年次有給休暇等の取得を希望しない教職員が出勤する場合、玄関の開錠・施錠は出勤する教職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。
- ・ 児童生徒の事故等による保護者等からの連絡等は市教委が受け、必要な対応を行うものとする。この旨、保護者や関係機関に周知を行う。
- ・ 市教委は、学校閉庁日とその前後に、調査の締切や会議、研修事業等を設定しないよう努めること。
- ・ 各学校は、学校閉庁日を、教職員が年休等を取得しやすい日程で設定するよう努めること。

#### (4) 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの整備・運用

- ・ 勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成 29 年 1 月 20 日)が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、また、平成 30 年 9 月 7 日に公布された働き方改革に係る労働安全衛生法等の改正(平成 31 年 4 月 1 日施行)により、事業者は、客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならないとされるなど、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、市教委は、教職員が在校している時間を ICT の活用により客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを整備し、運用する。また、計測・記録の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・ 学校は、現状における在校等時間を計測するように努め、教職員の健康に配慮するとともに、一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

#### (5) 留守番電話による連絡対応等

- ・ 市教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置による連絡対応等の取組を進める。

#### (6) 管理職員のマネジメント研修の実施

- ・ 学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職員が北広島市の現状や方針について理解したうえで、学校運営を行うことが重要であることから、市教委は、新任の校長や教頭等を対象とした研修を行う。

#### (7) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 市教委は、学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の

充実を図るため、必要に応じて主幹教諭の配置に努める。

- ・ 市教委は、学校が学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するため、いじめ問題など生徒指導上の諸課題に対応するための教員などの配置について、国の加配等を活用するなど、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。

#### (8) 教員と事務職員との役割分担の見直し

- ・ 市教委は、中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策(答申)」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、国や道の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化等を検討する。
- ・ 市教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、従来の学校事務の効率化を図るとともに、加配事業の活用等により、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。なお、共同学校事務室の試行に向けた研究に取り組む。

#### (9) 民間ノウハウの活用

- ・ 市教委は、各学校に対し、道教委が提示する民間の業務改善のノウハウを生かした実践事例等の情報提供に努める。

### action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### (1) 調査業務等の見直し

- ・ 市教委は、教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。

#### (2) 勤務時間に関する制度の有効活用

- ・ 市教委は、変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、学校が教職員の勤務時間に係る制度を有効に活用できるよう助言を行う。

#### (3) 適正な勤務時間の設定

- ・ 市教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 市教委は、各学校に対し、政令第2号に掲げる業務(以下「超勤4項目」という。)以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間(給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

#### (4) 労働安全衛生管理体制の把握

- ・ 市教委は、学校における労働安全衛生管理体制を適切に把握し、必要に応じて学校に対する支援等を行う。
- ・ 市教委は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェック

等を実施し、その結果に基づき、必要に応じて、学校に対し改善に向けた助言を行う。

**(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言**

- ・ 市教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して、教員の時間外勤務の増加に繋がらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

**(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築**

- ・ 市教委は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携し、学校を支援するとともに、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地からの助言や支援を行うため、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」などの活用を図る。
- ・ 市教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。

**(7) 研修の精選・見直しと働き方に関する研修の充実**

- ・ 市教委は、道教委が策定・公表する北海道教職員研修計画を踏まえて、市教委の実施する研修内容等が重複しないよう留意する。
- ・ 市教委は、教職員研修の精選をはじめ、学校や教職員の負担を考慮した効率的な研修の実施に努める。
- ・ 市教委は、管理職員はもとより、教職員全体に対しても、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方改革の目的や勤務時間を意識した働き方等に関する講義・演習を取り入れた研修の実施に努める。

**(8) 若手教職員への支援**

- ・ 市教委は、学校単位を超えて地域で若手教職員が悩みを共有できるよう、研修等の機会を設定するとともに、働き方改革の観点から適宜アドバイスを行う。
- ・ 各学校においては、若手教職員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教職員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な蓄積を共有して支援するなど、若手教職員が孤立することのないようにする。

**(9) 学校行事の精選・見直し**

- ・ 市教委は、各学校に対し、道立学校における取組や文部科学省が提示する取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

**(10) 学校の計画作成への支援**

- ・ 市教委は、道教委の取組などを参考に、学校が作成する計画等がより効率的に作成され、かつ有効に活用されるものとなるよう支援を行う。



## (11) 学校の組織運営への支援

- ・ 市教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう支援を行う。

## 9 北広島市立学校の教育職員の在校等時間について

公立学校の教育職員にあっては、「超勤 4 項目」以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われている業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、北広島市立学校教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、北広島市立学校管理規則(昭和 49 年北広島市教育委員会規則第 7 号)第 28 条の 2 第 1 項から第 2 項に定めるものの他、次のとおり定める。

### (1) 市教委の取組

市教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

市教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

- ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導の実施
- イ 終業から始業までの一定時間以上の継続した休息時間の確保
- ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じた健康診断の実施
- エ まとめ取りも含めた年次有給休暇取得の促進
- オ 心身の健康問題についての相談窓口の設置
- カ 産業医等の助言・指導を踏まえた教育職員への産業医等による保健指導の実施

市教委は、各市立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

市教委は、首長部局と認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために必要な事項に関し、首長部局の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

市教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本計画の周知を図る。

### (2) 留意事項

本計画に掲げる目標については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守するこ

とを求めるのみであってはならないこと。

教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守するために自宅等に業務を持ち帰ることのないよう努めること。